平成２１年（フ）第１１３号
山形市南松原１丁目１番地の21
破産者　古川　豊美
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１４号
山形市南松原１丁目１番地の21
破産者　古川三枝子
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４６３号
山形市大字山寺490番地
破産者　武田香千代
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９号
福島県郡山市菜根１丁目16番５号　川島コーポラス501号
破産者　諏訪真里子
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
福島県郡山市阿久津町字富士坊49番地の１
破産者　小檜山嘉康
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２２年（フ）第６５号
福島県郡山市富久山町久保田字三御堂30番地の１
破産者　渡邉　　香
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２１年（フ）第２８３号
千葉県東金市東上宿12―３　クレスト102、開始決定時の住所千葉県東金市一之袋175番地４
破産者　上代　智志
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２２年（フ）第１１８号
金沢市米泉町１丁目18番地　橋本コーポ106号室
破産者　村田　明子
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３６７５号
名古屋市守山区森孝１丁目108番地　第一香流荘２棟608号、開始決定時の住所愛知県愛知郡長久手町打越104　コーポ西ノ根103号
破産者　小林　茂一
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６６２号
名古屋市南区元塩町４丁目１番地　元塩荘６棟1004号
破産者　徳山　保勝
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３４６４号
兵庫県尼崎市田能３丁目６番３―602号、前住所兵庫県尼崎市食満７丁目10番48号
破産者　大迫　伸二
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７８０２号
大阪府箕面市小野原東６丁目13番18号
破産者　稲津　　仁
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８５７６号
大阪市北区中津３丁目16番６号　グルンテープ202号室
破産者　荒木　裕二
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第８６３６号
大阪府守口市藤田町４丁目45番11号　吉本貸家、開始決定時の住所大阪府守口市大久保町１丁目33番６号
破産者　牛垣陽一郎
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０１９９号
大阪府豊中市服部豊町２―21―18―303、開始決定時の住所大阪市中央区上町１丁目22番20―901号
破産者　谷口　量一
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１０５１号
大阪市天王寺区清水谷町３番22―1001号
破産者　堺　　俊彰
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２５０８号
大阪市大正区泉尾３丁目17番３号エトワール泉尾302号、開始決定時の住所大阪市大正区小林東２丁目２番１―503号
破産者　池田　徹也
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２７０９号
大阪府寝屋川市田井町44番18号、前住所大阪府寝屋川市若葉町14番16号
破産者　長尾　幸治
1　決定年月日　平成22年７月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部